

～納付金について～ (2号・3号認定)

2号認定 お子さんが**満3歳以上**で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

3号認定 お子さんが**満3歳未満**で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

入園料 **全新入園児が無料**です。

毎月の納付金

保育料	2号認定……『幼児教育・保育の無償化』により “無償” となります。 3号認定……音更町ホームページ「保育料について」をご覧ください。									
給食費	主食費	800円								
	副食費	4,500円								
	※注1	※2号認定児のみ料金が発生します。 いくつかの条件に該当する場合は、給食費に含まれる「副食費」が免除となります。								
延長保育料	月曜日 ～ 土曜日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;"><短時間認定></th> <th style="text-align: left; padding: 5px;"><標準時間認定></th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7:00～8:30 50円/30分毎</td> <td style="padding: 5px;">18:00～19:00 100円/30分毎</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">16:30～18:00 50円/30分毎</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">18:00～19:00 100円/30分毎</td> <td></td> </tr> </table>	<短時間認定>	<標準時間認定>	7:00～8:30 50円/30分毎	18:00～19:00 100円/30分毎	16:30～18:00 50円/30分毎		18:00～19:00 100円/30分毎	
	<短時間認定>	<標準時間認定>								
7:00～8:30 50円/30分毎	18:00～19:00 100円/30分毎									
16:30～18:00 50円/30分毎										
18:00～19:00 100円/30分毎										
※注2	延長保育料は、当月利用分を翌月に請求いたします。 いくつかの条件に該当する場合は、「免除」となる場合があります。									

※主食費、副食費、単発給食及びバス利用料金は、令和5年10月1日現在のものとなります。

※延長保育料は、制度変更などの理由により、変更される場合があります。

納付金の納入方法 当月26日（休業日の場合は次営業日に）帯広信用金庫の口座より引き落とさせていただきます。